

四 半 期 報 告 書

(第59期第3四半期)

自 2020年7月1日

至 2020年9月30日

株式会社 ルックホールディングス

(E00604)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	9
第3 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【役員の状況】	11
第4 【経理の状況】	12
1 【四半期連結財務諸表】	13
2 【その他】	22
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	23

四半期レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月13日

【四半期会計期間】 第59期第3四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 株式会社ルックホールディングス

【英訳名】 LOOK HOLDINGS INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多田 和洋

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂8丁目5番30号

【電話番号】 03(6439)1700(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 橋本 敦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂8丁目5番30号

【電話番号】 03(6439)1689

【事務連絡者氏名】 経理部長 橋本 敦

【縦覧に供する場所】 株式会社ルックホールディングス大阪支店
(大阪府大阪市西区江戸堀2丁目1番1号 江戸堀センタービル16階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第3四半期 連結累計期間	第59期 第3四半期 連結累計期間	第58期
会計期間	自 2019年1月1日 至 2019年9月30日	自 2020年1月1日 至 2020年9月30日	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日
売上高 (百万円)	31,779	25,754	43,909
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	798	△470	1,784
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は親会社株主に 帰属する四半期純損失(△) (百万円)	324	△706	2,022
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△1,150	△1,437	1,470
純資産額 (百万円)	21,609	22,611	24,230
総資産額 (百万円)	47,324	46,360	47,214
1株当たり四半期(当期)純利益又 は1株当たり四半期純損失(△) (円)	42.27	△91.89	263.75
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	45.5	48.6	51.1

回次	第58期 第3四半期 連結会計期間	第59期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失(△) (円)	△18.94	2.56

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
 2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
 3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 4. 第2四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第58期第3四半期連結累計期間、第58期第3四半期連結会計期間及び第58期連結会計年度の関連する主要な経営指標等について、当該確定による見直しの内容を反映しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスク、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、商業施設や直営店舗の臨時休業や営業時間の短縮等を行っており、当社グループの事業活動にも下記のとおり大きな影響を受けております。緊急事態宣言の解除以降は営業を再開し、徐々に売上が回復基調にありますが、今後の経過によっては、当社グループの事業活動及び収益確保に影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、経済環境は急速に悪化しました。緊急事態宣言解除後は社会経済活動が段階的に引き上げられているものの、一方では新型コロナウイルス感染拡大の懸念があり、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当アパレル・ファッショング業界におきましても、海外からの渡航者入国制限によるインバウンド需要の激減や、外出自粛によるお客様の来店の減少等が影響し、厳しい状況となりました。

このような状況の中、当社グループは、引き続き成長販路であるEC事業を強化し、また主販路の直営店舗においても、主力ブランドの新規出店を推し進めるなど売上の拡大を図りました。また、あわせて仕入の調整による在庫品の圧縮や経費の削減などの施策にも取り組み、効率経営を推し進めてまいりました。

その結果、当社グループの当第3四半期連結累計期間の売上高は257億5千4百万円(前年同期比19.0%減)、営業損失は6億3千8百万円(前年同期は7億2千7百万円の営業利益)、経常損失は4億7千万円(前年同期は7億9千8百万円の経常利益)、親会社株主に帰属する四半期純損失は7億6百万円(前年同期は3億2千4百万円の親会社株主に帰属する四半期純利益)となりました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

(アパレル関連事業)

「日本」につきましては、EC事業において、店舗・ECとの在庫連携機能を強化し、更なるお客様の利便性向上に努めてまいりました。また、スマートフォンアプリやSNS導入ブランドを順次拡大し、EC事業の更なる強化に取り組んだ結果、EC事業の売上は前年同期から大幅に増加いたしました。一方、店舗においては、インポート雑貨ブランド「イルビゾンテ」で北千住ルミネ店、岡山店を、また、「A.P.C.」においてはルクア大阪店、ニュウマン横浜店をオープンするなど新規出店政策を推し進めてまいりましたが、前年9月に消費税増税前の駆け込み需要があつたことなどが影響し、売上が減少いたしました。その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は141億1千4百万円(前年同期比26.8%減)、営業損失は1億9千9百万円(前年同期は5億7千4百万円の営業利益)となりました。

「韓国」につきましては、新型コロナウイルスの感染再拡大により国の警戒レベルが再度引き上げられたことが影響し、店舗での販売は厳しい状況が続いておりますが、株式会社アイディールックにおいては、デジタルマーケティング(ライブ配信・インスタグラム等)や、集客のための各種プロモーションを強化した結果、EC事業が好調に推移いたしました。また、9月に新たに販売を開始したインポートブランド「エッセンシャル」が、店舗、ECとともに順調なスタートをきることができました。株式会社アイディージョイにおいては、メイン顧客層の消費萎縮が目立ち、店舗での売上が減少いたしました。その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は101億7千1百万円(前年同期比11.2%減)、営業利益は1億3千7百万円(前年同期比75.6%減)となりました。

「欧州」につきましては、イタリアやフランスで新型コロナウイルス感染症が急速に再拡大しており、直営店舗の売上は非常に厳しい状況となりました。一方、主力である卸売事業は堅調に推移いたしました。その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は23億9千8百万円(前年同期は10億2千8百万円)、営業利益は3億5百万円(前年同期は1億1千4百万円の営業利益)となりました。なお、「欧州」については、前第3四半期連結会計期間より新たに報告セグメントとして追加しているため、前年同期は3か月間の実績であります。

「その他海外」(香港・中国・米国)につきましては、ルック(H.K.)Ltd.(香港)において、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう行動制限の条例発令により、店舗での売上が減少いたしました。洛格(上海)商貿有限公司においては、既存事業のEC売上がSNSのライブ配信などの効果もあって好調に推移し、売上が増加

いたしました。米国においては、欧州同様に新型コロナウイルス感染症の影響により、直営店舗が長期休業した結果、売上は非常に厳しい状況となりました。その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、前第3四半期連結会計期間より連結子会社となった米国子会社等の影響もあり、2億7千8百万円(前年同期比8.8%増)、営業損失は9千6百万円(前年同期は2千5百万円の営業損失)となりました。

これらの結果、アパレル関連事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は269億6千2百万円(前年同期比15.8%減)、営業利益は1億4千7百万円(前年同期比88.0%減)となりました。

(生産及びOEM事業)

「生産及びOEM事業」につきましては、株式会社ルックモードにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により、株式会社ルックが展開するオリジナルブランドの生産調整により受注が減少し、売上高が減少いたしました。その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は18億8千2百万円(前年同期比15.4%減)、営業損失は4千6百万円(前年同期は2千9百万円の営業利益)となりました。

(物流事業)

「物流事業」につきましては、株式会社エル・ロジスティクスにおいて、ECの物流機能の内製化により売上高が増加いたしました。その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は8億7千1百万円(前年同期比10.6%増)、営業利益は2千2百万円(前年同期比39.2%増)となりました。

(飲食事業)

「飲食事業」につきましては、株式会社ファッショナルフーズ・インターナショナルが展開する「ジェラテリア マルゲラ」において、新型コロナウイルス感染症の影響により宅配サービスの売上は伸長しているものの、店舗の時短営業や臨時休業の実施が影響し、売上高が減少いたしました。その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は3千5百万円(前年同期比27.1%減)、営業損失は2千2百万円(前年同期は1千5百万円の営業損失)となりました。

② 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による売上高の減少及び季節要因により受取手形及び売掛金が10億7千7百万円減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ8億5千3百万円減少し、463億6千万円となりました。

負債は、主に季節要因などにより支払手形及び買掛金が5億7千万円増加したことにより、前連結会計年度末に比べ7億6千4百万円増加し、237億4千8百万円となりました。

純資産は、利益剰余金が9億3千6百万円減少したことと加え、時価の下落によるその他有価証券評価差額金が4億5千5百万円、為替レートの変動による為替換算調整勘定が2億3千6百万円それぞれ減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ16億1千8百万円減少し、226億1千1百万円となりました。

これらの結果、自己資本比率は、48.6%となりました。

(2) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループでは、事業活動の維持・拡大を図るための事業投資、設備投資及び運転資金などの資金需要に対する適切な資金の確保と適正水準の流動性の維持に努めております。

当社グループの主な資本の財源は営業活動によるキャッシュ・フロー及び金融機関からの借入金であります。

資金の流動性を確保するため、運転資金などの資金需要に対して、自己資金のほか、複数の金融機関と当座貸越契約を締結しております。

当第3四半期連結累計期間においては、中長期的な経営基盤を図ることを目的として、2月にシンジケートローン契約を締結し、借入期間の長期化により、資金調達のより一層の安定化と金融費用の圧縮を行っております。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、「お客さま第一主義」の経営理念のもと、ファッショントンを通じ顧客満足度を高めることを基本に、1962年の創業以来、主に婦人服の企画・生産・販売の一貫した営業活動により、新しいライフスタイルや価値の創造を通じ、生活文化の向上に貢献するとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指すことを経営方針とし、「Spirit of “Challenge”」「Spirit of “Creativity”」「Spirit of “Craftsmanship”」の精神を軸にした経営を実践してまいりました。

当社は、中長期的な経営戦略として、お客様に一層近づけるようにするために、企画・生産・販売を一貫して行い、製造小売業を意識して、既存ブランドの充実、新ブランド・新事業の開発を図り、効率重視の姿勢を崩さず、安定した利益を確保できる体制作りを行ってまいりました。あわせて不測の事態に敏速に対応できる柔軟な体質を作り、厳しいグローバル競争に勝ち抜くことを経営の基本戦略としております。このような経営戦略のもと、企業として、ブランド力を確立し、競争力と収益力を高め、より良い経営風土作りと経営体制の強化を進めてまいりました。

当社の携わるファッショントンビジネスでは、時代の流れや心の変化を瞬時に捉える、生活に豊かさを提案するとのできる創造豊かな感性が必要となります。高感度な感性を大切にしながらも、ファッショントンをビジネスとして昇華し運営していくためには、優れた技術や能力と豊かな感性を持つ当社の従業員、関係会社、取引先および顧客等との間に築かれた関係についての十分な理解が不可欠となります。同時に、当社は、経営方針を実施するために法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開することが、企業の社会的責任であると認識しております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の経営方針や事業特性、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉に対する十分な理解がなく、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

II 基本方針の実現に資する取り組みおよび不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、消費者のニーズを的確に捉え、時代が求める上質で洗練された商品提案を心がけるとともに、安定的な収益確保のための効率的な商品運営を継続して進めてまいります。また、今後も市場に対して新たな提案となる新規ブランドの開発や育成に注力しながら経営資源の集約化を図ってまいります。

当社は、これらの企業理念と諸施策のもと、当社企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいりますが、その一方で、上記のような当社企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性のある大量買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、2020年3月27日開催の当社第58回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)更新の件」(以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を「本プラン」といいます。)を議案として上程し、株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランの概要は、次のとおりであります。

① 本プランの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定め、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させ、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続があること、およびそれらの者が当該手続に従わない場合や当該手続に従った場合であっても例外的に当該買付等により当社の企業価値および株主共同の利益が

毀損されるものと判断される場合には当社が対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

② 本プランの内容

(イ) 対象となる大規模買付等

本プランは以下の a. または b. に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とし、大規模買付等を行い、または行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有者割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

(ハ) 「本必要情報」の提供

上記(ロ)の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な日本語で作成された情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を発送いたします。

当社取締役会は「情報リスト」の発送後60日間(初日不算入)を、当社取締役会が買付者等に対して本必要情報の提供を要請し、買付者等が本必要情報の提供を行う期間(以下「情報提供期間」といいます。)として設定し、情報提供期間が満了した場合には、直ちに当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)を開始するものとします。ただし、買付者等から情報提供期間について合理的な理由に基づく延長要請があったものと当社取締役会が認める場合には、当社取締役会は、情報提供期間を必要に応じて最長30日間(初日不算入)延長することができるものといたします。なお、当社取締役会は、買付者等より当初提供していただいた情報だけでは本必要情報として不足していると判断した場合、情報提供期間内に限り追加的に情報提供を求めることがあります。

他方、当社取締役会は、買付者等から提供された情報が本必要情報として十分であると判断する場合には、情報提供期間満了前であっても、本必要情報の提供が完了した旨の通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)を買付者等に対し行うとともに、適切と判断する時点でその旨を開示いたします。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点でその全部または一部を開示いたします。

因みに、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

その概要は以下のとおりであります。

- a. 買付者等およびそのグループの詳細
- b. 大規模買付等の目的、方法および内容
- c. 大規模買付等の対価の算定の根拠
- d. 大規模買付等に要する資金の裏付け
- e. 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する賃借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合、または買付者等が大規模買付等において取得予定する当社の株券等に関して担保契約等を締結する予定がある場合には、その具体的な内容
- f. 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、その内容および当該第三者の概要
- g. 大規模買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- h. 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- i. 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の待遇等の方針
- j. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

(二) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供期間が満了した後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、情報提供完了通知日または情報提供期間満了日から起算して以下の a. または b. の期間(いずれも初日不算入)を、取締役会評価期間として設定します。

- a. 対価を現金(円貨)のみとし、当社全株式を対象とする公開買付けの場合には最長60日間
- b. その他の大規模買付等の場合には最長90日間

なお、当社取締役会は、上記の取締役会評価期間を延長する必要があると認めるときは、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、上記 a. および b. の期間をそれぞれ最大30日間を限度として、必要な範囲で延長することができます。ただし、延長は原則として一度に限るものとします。取締役会評価期間を延長した場合、当社取締役会は、延長の理由および延長期間等について、速やかに開示いたします。

買付者等は、この取締役会評価期間の経過後(ただし、当社取締役会が、後記(ヘ)の対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、当該株主総会の終結後)においてのみ、大規模買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。

当社取締役会は、これらの評価・検討を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

(ホ) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランに基づき対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客觀性・合理性を担保するため、企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等で、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会を設置します。独立委員会は、買付者等が出現した場合において、取締役会評価期間内において、当社取締役会から対抗措置の発動の是非に関する諮問を受け、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。また、独立委員会は、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の意思を確認すべきと判断する場合には、当社取締役会に対して、株主意思確認のための株主総会を招集することを勧告することができるものとします。

(ヘ) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、対抗措置の発動に関する決議を行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを勧告した場合、または、対抗措置の発動に関して独立委員会の勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると判断する場合その他当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様に判断していただくべきと判断する場合には、株主総会招集の決議をし、当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置の発動に関する決議を行うものといたします。取締役会決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(ト) 本プランにおける対抗措置の具体的な内容

当社取締役が上記記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当を行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適當と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

III 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、2020年3月27日開催の定時総会終結後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社の取締役会において独立委員会の勧告を踏まえた上で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを変更する場合があります。変更の内容が本プランの内容の重大な変更を伴う場合には、変更後のプランにつき再度株主総会の承認を得るものといたします。

当社は本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実およびその内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および証券取引所規則に従って速やかに開示いたします。

IV 本プランの合理性

① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること等

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性確保の原則)を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。さらに、東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」における買収防衛策に関する内容を踏まえた内容となっております。

② 当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記(2)に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

③ 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランへの更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、2020年3月27日開催の当社第58回定時株主総会において、本プランへの更新に関する議案を付議し、ご承認をいただいております。本プランの有効期間は、当該定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっておりますが、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、本プランの更新および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。更に、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様の意思を確認するための株主総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様の直接の意思に依拠することとなります。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社と特別の利害関係のない有識者から選任される委員3名により構成されます。

また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について、株主の皆様に情報開示を行うこととしています。

これらにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われるとともに、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会を構成する取締役を一度に交代させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

なお、当第3四半期連結会計期間後、当四半期報告書提出日現在において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
(株)アイディールック (連結子会社)	SMCP Holding SAS (フランス)	「MAJE」「SANDRO」等の商標を使用した商品の韓国における輸入、販売並びに商標使用(ライセンス生産含む)の独占権	2021年3月1日から 2025年秋冬シーズン終了時(2026年2月)まで

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,704,613	7,704,613	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	7,704,613	7,704,613	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日	—	7,704,613	—	6,380	—	1,671

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,665,400	76,654	—
単元未満株式	普通株式 28,713	—	—
発行済株式総数	7,704,613	—	—
総株主の議決権	—	76,654	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式9株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ルックホールディングス	東京都港区赤坂 8丁目5番30号	10,500	—	10,500	0.14
計	—	10,500	—	10,500	0.14

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年1月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6, 444	5, 542
受取手形及び売掛金	※ 5, 140	4, 062
商品及び製品	9, 043	9, 827
仕掛品	1, 044	715
原材料及び貯蔵品	557	617
その他	981	770
貸倒引当金	△46	△36
流動資産合計	<u>23, 164</u>	<u>21, 499</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1, 330	2, 465
土地	540	493
その他（純額）	1, 044	908
有形固定資産合計	<u>2, 915</u>	<u>3, 867</u>
無形固定資産		
マーケティング関連資産	10, 591	10, 461
のれん	3, 337	3, 252
その他	212	227
無形固定資産合計	<u>14, 141</u>	<u>13, 940</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	2, 539	2, 238
退職給付に係る資産	358	315
繰延税金資産	1, 440	1, 794
敷金	2, 429	2, 331
その他	399	538
貸倒引当金	△175	△165
投資その他の資産合計	<u>6, 992</u>	<u>7, 053</u>
固定資産合計	<u>24, 049</u>	<u>24, 861</u>
資産合計	<u>47, 214</u>	<u>46, 360</u>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※ 2,651	3,222
短期借入金	10,890	3,280
1年内返済予定の長期借入金	120	401
未払金	274	178
未払費用	2,339	1,828
未払法人税等	327	108
未払消費税等	257	72
返品調整引当金	16	11
賞与引当金	134	291
ポイント引当金	45	41
資産除去債務	80	44
その他	559	257
流動負債合計	17,699	9,739
固定負債		
長期借入金	1,239	9,840
繰延税金負債	3,198	3,138
退職給付に係る負債	310	407
役員退職慰労引当金	—	47
資産除去債務	220	238
その他	315	337
固定負債合計	5,284	14,009
負債合計	22,984	23,748
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,374	6,380
資本剰余金	1,655	1,661
利益剰余金	15,490	14,553
自己株式	△12	△12
株主資本合計	23,508	22,582
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,023	567
繰延ヘッジ損益	2	3
為替換算調整勘定	△396	△632
その他の包括利益累計額合計	628	△61
非支配株主持分	93	90
純資産合計	24,230	22,611
負債純資産合計	47,214	46,360

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
売上高	31,779	25,754
売上原価	15,751	12,886
売上総利益	16,027	12,868
販売費及び一般管理費	15,300	13,506
営業利益又は営業損失（△）	727	△638
営業外収益		
受取利息	22	15
受取配当金	113	40
為替差益	—	33
業務受託料	—	62
その他	94	144
営業外収益合計	230	296
営業外費用		
支払利息	57	71
為替差損	76	—
固定資産除却損	13	7
その他	12	49
営業外費用合計	160	128
経常利益又は経常損失（△）	798	△470
特別利益		
助成金収入	—	※1 430
関係会社貸倒引当金戻入額	0	9
資産除去債務戻入益	1	19
関係会社株式売却益	99	—
その他	0	—
特別利益合計	101	459
特別損失		
臨時休業等による損失	—	※2 598
減損損失	※3 5	※3 73
投資有価証券評価損	—	22
ブランド撤退損失	※4 24	—
倉庫移転費用	—	15
本社移転費用	214	—
その他	—	23
特別損失合計	244	732
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	654	△744
法人税等	330	△39
四半期純利益又は四半期純損失（△）	323	△704
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失（△）	△0	1
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失（△）	324	△706

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失（△）	323	△704
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△277	△455
繰延ヘッジ損益	0	1
為替換算調整勘定	△1,196	△278
その他の包括利益合計	△1,473	△732
四半期包括利益	△1,150	△1,437
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,157	△1,434
非支配株主に係る四半期包括利益	7	△2

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

当社及び一部の連結子会社において、税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合については、重要な加減算項目を加味し、法定実効税率を使用して計算しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に係る会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の拡大により、4月から5月にかけておよそ2か月におよぶ商業施設や直営店舗の臨時休業や営業時間の短縮等は、当社グループの事業活動にも大きな影響を及ぼしております。5月下旬の緊急事態宣言の解除後は主販路の店舗は営業を再開し、当社グループの売上は回復しておりますが、外出自粛等による消費の低迷は当連結会計年度末まで当該影響が継続すると想定したうえで、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損損失等に関する会計上の見積りを行っております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
受取手形及び売掛金	5百万円	一百万円
支払手形及び買掛金	53	—

(四半期連結損益計算書関係)

※1 助成金収入の内容は次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金及び持続化給付金等であります。

※2 臨時休業等による損失の内容は次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う政府、自治体からの各種要請等により、商業施設や直営店舗等で臨時休業を実施いたしました。臨時休業期間中に発生した固定費等（人件費・賃借料・減価償却費等）を臨時休業等による損失として特別損失に計上しております。

※3 減損損失の内容

前第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

場所	用途	種類
東京都中央区、他	事業用資産	有形固定資産その他 (工具、器具及び備品)

当社グループは店舗を基本とした単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

事業用資産につきましては、営業活動から生じる損益がマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は処分見込額により評価しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

場所	用途	種類
韓国ソウル市、他	事業用資産	有形固定資産その他 (工具、器具及び備品)
岩手県花巻市	遊休資産	建物及び構築物、土地

当社グループは店舗を基本とした単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

事業用資産につきましては、営業活動から生じる損益がマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

遊休資産につきましては、2020年4月28日開催の取締役会において、旧大迫工場（岩手県花巻市）を売却することを決議したことに伴い、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額71百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は処分見込額により評価しております。

※4 ブランド撤退損失の内容は次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
たな卸資産評価損	24百万円
計	一百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
減価償却費	700百万円
のれんの償却額	837百万円

(注) 第2四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前第3四半期連結累計期間の各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年3月28日 定時株主総会	普通株式	229百万円	30円00銭	2018年12月31日	2019年3月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	230百万円	30円00銭	2019年12月31日	2020年3月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	アパレル関連事業					生産 及び OEM事業	物流 事業	飲食 事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	韓国	欧州	その他 海外	計						
売上高											
外部顧客への 売上高	19,238	11,430	396	255	31,320	403	6	48	31,779	—	31,779
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	35	23	632	—	692	1,821	782	—	3,295	△3,295	—
計	19,274	11,454	1,028	255	32,013	2,224	788	48	35,075	△3,295	31,779
セグメント利益 又は損失(△)	574	565	114	△25	1,228	29	16	△15	1,258	△531	727

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失の調整額は、マーケティング関連資産及びのれんの償却額△129百万円、セグメント間の取引に關わる調整額1,365百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,767百万円であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない持株会社に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

当第3四半期連結会計期間より、報告セグメントに追加された「アパレル関連事業」の「欧州」のセグメント資産は2,243百万円、「アパレル関連事業」全体に係るセグメント資産（「調整額」に含む）は13,542百万円であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

当第3四半期連結会計期間において、Bisonte Italia Holding S.r.l.の持分取得に伴い、のれんが発生しております。

当該事象によるのれんの発生額は3,434百万円であり、「アパレル関連事業」全体に係るものとして「調整額」に含めております。

[関連情報]

地域ごとの情報

売上高

(単位：百万円)

日本	韓国	欧州	香港	中国	米国	合計
19,696	11,430	396	154	67	33	31,779

(注) 欧州に属する主な国または地域：イタリア、英国、フランス

II 当第3四半期連結累計期間(自 2020年1月1日至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	アパレル関連事業					生産 及び OEM事業	物流 事業	飲食 事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	韓国	欧州	その他 海外	計						
売上高											
外部顧客への 売上高	14,086	10,131	757	278	25,253	403	62	35	25,754	—	25,754
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	28	40	1,640	—	1,708	1,478	809	—	3,996	△3,996	—
計	14,114	10,171	2,398	278	26,962	1,882	871	35	29,751	△3,996	25,754
セグメント利益 又は損失(△)	△199	137	305	△96	147	△46	22	△22	101	△740	△638

- (注) 1. セグメント利益又はセグメント損失の調整額は、マーケティング関連資産及びのれんの償却額△393百万円、セグメント間の取引に関わる調整額1,236百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,583百万円であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない持株会社に係る費用であります。
 2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
 3. 「注記事項(企業結合等関係)」に記載の暫定的な会計処理の確定に伴う取得原価の当初配分額の重要な見直しに伴い、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については、当該見直し反映後のものを記載しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

2019年7月1日に行われたBisonte Italia Holding S.r.l.との企業結合について前第3四半期連結会計期間において暫定的な会計処理を行っておりましたが、第2四半期連結会計期間に確定しております。これにより「アパレル関連事業」全体に係るものとして「調整額」に含めているのれんの金額が減少しております。

詳細は「第4. 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

[関連情報]

地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	韓国	欧州	香港	中国	米国	合計
14,587	10,131	757	146	98	33	25,754

(注) 欧州に属する主な国または地域:イタリア、フランス

(企業結合等関係)

暫定的な会計処理の確定に伴う取得原価の当初配分額の重要な見直し

2019年7月1日に行われたBisonte Italia Holding S.r.l.との企業結合について前第3四半期連結会計期間において暫定的な会計処理を行っておりましたが、第2四半期連結会計期間に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されております。

この結果、前連結会計年度末は、のれんが7,605百万円、為替換算調整勘定が38百万円それぞれ減少し、マークティング関連資産が10,591百万円、繰延税金負債が2,955百万円、利益剰余金が69百万円それぞれ増加しており、前第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書は、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ4百万円増加し、親会社株主に帰属する四半期純利益が29百万円増加しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益又は1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 (△)	42円27銭	△91円89銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (百万円)	324	△706
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 又は親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (百万円)	324	△706
普通株式の期中平均株式数(株)	7,666,687	7,686,270

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 前第3四半期連結累計期間の1株当たり四半期純利益は、「注記事項(企業結合等関係)」の暫定的な会計処理の確定に伴う取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月10日

株式会社ルックホールディングス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 井 達哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 康之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルックホールディングスの2020年1月1日から2020年12月31までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年1月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ルックホールディングス及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。